

「危険物又は有害物事前連絡表」（サイバーポート経由）のご提出について

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 横浜支部

1 請求先登録申請書（以下「申請書」）の横浜支部（以下「支部」）へのご提出

「危険物又は有害物事前連絡表」をサイバーポート経由でご提出いただくに当たっては、申請書とその初回及び申請内容に変更が生じた際に限り支部へご提出いただきます。

手数料の請求、お振込み等に関する後記事項に同意される場合は、申請書を支部（4580@kouwansaihou-yokohama.jp）あてメールにて送信してください。

申請書を支部で受信後、5営業日以内に、承認・不承認等の結果をサイバーポート内でご案内します（承認通知を受けた後に、サイバーポートで提出が可能となります。）。

なお、申請書は、令和8年8月26日（水）午前9時以降に受付いたします。

申請書は、サイバーポートポータルサイトよりダウンロードできます。

ファイル名は「[【Cyber Port】_港湾貨物運送事業労働災害防止協会への請求先登録申請書.xlsx](#)」です。

2 手数料額

手数料は、1件220円（税込）です。

3 手数料の請求・お振込み

請求書（PDF インボイス対応）を添付したメールを支部から「利用申請書」記載の請求先に送信することにより、手数料をご請求申し上げます。

ご利用月の月末に締切り、翌月10～15日にご請求、翌々月末お支払い期限となります。お支払いは、支部口座へのお振込み（手数料ご負担をお願いします。）となります。

支部口座 三井住友銀行 横浜支店 普通 4064352 港湾労災防止協会横浜支部

4 その他

お手持ちの証紙が不要となるお客様には払い戻しをいたしますので、「証紙払戻し依頼書」に「証紙」を添えて、支部へ提出してください（受付期限なし。振込手数料は弊社負担）。なお、FAX専用紙の払い戻しを希望されるお客様は、お手数ですが支部へお問い合わせください。

【支部連絡先】

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 横浜支部

〒231-0811

神奈川県横浜市本牧ふ頭1 港湾カレッジ内

TEL 045-622-5289

営業時間 平日 9時～17時（12時～13時休）

担当 荻島

年 月 日

証紙払戻し依頼書

下記のとおり、証紙の払戻しを依頼いたします。

会社名	
会社所在地	〒
ご担当者名	
ご担当者電話番号	(内線)

証 紙 数 量	枚
金 額 (@ 220 × 証紙数量)	円

振込指定口座

銀行名		銀行 金庫	銀行コード※
本店・支店名	本店営業部 支店		本店・支店コード※
普通 ・ 当座		口座番号	
口座名義フリガナ			
口 座 名 義			

※協会使用欄

振込※	受付※